

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

路 線 名	川越坂戸毛呂山線
供用開始の区間	川越市大字小堤字春日山辺一五番七 地先から同市大字小堤字春日山辺一 五番七地先まで
供用開始の期日	令和七年四月十八日
備 考	令和五年三月二十八日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第九号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延長 一四・〇五メートル